

第 2 号議案参考資料

議 案 名

上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例

1 提案理由

人事院勧告等に準じて、職員の給料、期末手当及び勤勉手当の改定等
をしたいので、この案を提出するものである。

2 改正の内容

(1) 上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の給与に関する条例の一部改正（改
正条例第 1 条関係）

ア 条文の構造等の整理を行う。 （第 9 条の 3 関係）

イ 期末手当の支給割合の改定 （第 1 7 条の 4 関係）

令和 5 年 1 2 月に支給される期末手当の支給割合を引き上げる
（2 ページの表を参照）。

ウ 勤勉手当の支給割合の改定 （第 1 7 条の 7 関係）

令和 5 年 1 2 月に支給される勤勉手当の支給割合を引き上げる
（2 ページの表を参照）。

(2) 上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の給与に関する条例の一部改正（改
正条例第 2 条関係）

令和 5 年 4 月以後の給料表を改定し、給料月額を平均 0. 8 % 引き
上げる。 （別表関係）

(3) 上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の給与に関する条例の一部改正（改
正条例第 3 条関係）

ア 期末手当の支給割合の改定 （第 1 7 条の 4 関係）

令和 6 年以後に支給される期末手当の支給割合を改定する（2 ペ

ージの表を参照）。

イ 勤勉手当の支給割合の改定 (第 17 条の 7 関係)

令和 6 年以後に支給される勤勉手当の支給割合を改定する（2 ページの表を参照）。

(参考) 期末手当及び勤勉手当の支給割合

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

年度		6 月	1 2 月	合計	総支給割合
令和 5 年度 (現行)	期末手当	1 . 2 0	1 . 2 0	2 . 4 0	4 . 4 0 (月分)
	勤勉手当	1 . 0 0	1 . 0 0	2 . 0 0	
令和 5 年度 (改正後)	期末手当	1 . 2 0	1 . 2 5	2 . 4 5	4 . 5 0 (月分)
	勤勉手当	1 . 0 0	1 . 0 5	2 . 0 5	
令和 6 年度 以後	期末手当	1 . 2 2 5	1 . 2 2 5	2 . 4 5	4 . 5 0 (月分)
	勤勉手当	1 . 0 2 5	1 . 0 2 5	2 . 0 5	

※ 太枠内が改正部分

定年前再任用短時間勤務職員

		6 月	1 2 月	合計	総支給割合
令和 5 年度 (現行)	期末手当	0 . 6 7 5	0 . 6 7 5	1 . 3 5	2 . 3 0 (月分)
	勤勉手当	0 . 4 7 5	0 . 4 7 5	0 . 9 5	
令和 5 年度 (改正後)	期末手当	0 . 6 7 5	0 . 7 0 0	1 . 3 7 5	2 . 3 5 (月分)
	勤勉手当	0 . 4 7 5	0 . 5 0 0	0 . 9 7 5	
令和 6 年度 以後	期末手当	0 . 6 8 7 5	0 . 6 8 7 5	1 . 3 7 5	2 . 3 5 (月分)
	勤勉手当	0 . 4 8 7 5	0 . 4 8 7 5	0 . 9 7 5	

※ 太枠内が改正部分

3 施行期日

公布の日（改正条例第 3 条の規定は、令和 6 年 4 月 1 日）